

御堂筋デザイン会議運営要領

(目的)

第1条 本要領は、御堂筋デザイン会議開催要綱第9条に基づき、御堂筋デザイン会議(以下「会議」という。)の運営に関して必要な事項を定める。

(会議の公開)

第2条 会議は、審議会等の設置及び運営に関する指針第7の1(1)イに該当するため、非公開とする。

(ウェブ会議の方法による会議の開催等)

第3条 市長が必要と認めるときは、会議をウェブ会議の方法(インターネットを通じて、メンバーの間で相互に映像及び音声の送受信、資料の共有等を行う方法をいう。以下同じ。)により開催するものとする。

2 会議の開催は、やむを得ない理由があるときは、書面その他の方法(会議の庶務を処理する計画調整局がメンバーに対し会議資料を配付し、又はインターネットを通じて会議資料を送信し、メンバーから書面又は電磁的記録により意見を徴する方法をいう。以下同じ。)によりメンバーに個別に意見を聴取することをもってこれに代えることができる。

3 前2項に定めるもののほか、会議のメンバーは、市長の承認を得て、ウェブ会議の方法により会議に参加し、又は書面その他の方法により意見を表示することができる。この場合において、当該メンバーは、ウェブ会議の方法による会議への参加又は書面その他の方法による意見の表示をもって会議に出席したものとみなすものとする。

(情報の公開)

第4条 議事要旨を会議開催後、速やかに公表する。

附 則

この要領は、平成26年1月10日より適用する。

附 則

この要領は、令和2年11月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年9月1日から施行する。